

(3) 石川県緑の少年団連盟 加入申込の様式

令和 年 月 日

## 加入申込書

石川県緑の少年団連盟会長 殿

少年団名

育成委員長

この度、緑の少年団を結成し、石川県緑の少年団連盟に加入したいので、石川県緑の少年団連盟規約第5条（1）の規定により加入申込書を提出します。

### 記

1 少年団名

2 構成 学校 ・ 地域

(「学校」：学校単位で組織、「地域」：自治会や子供会等の単位で組織)

3 規約 別紙のとおり

4 その他

(注) この申込書は、必ず所轄の各農林総合事務所森林部経由で提出して下さい

## 〇〇緑の少年団規約（案）

### （名 称）

第1条 この団は、〇〇緑の少年団（以下「少年団」という。）と称し、事務局を□□□□に置く。

### （目 的）

第2条 この少年団は、自然に親しみ、緑を守り育てる自主的な活動の促進を図り、子どもたちが地域の人々とのつながりを大切にして、心豊かな人間に育つことに寄与することを目的とする。

### （活 動）

第3条 この少年団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）森や緑を守り育てるための実践活動及び奉仕活動
- （2）森や緑を学び親しむための自然学習活動
- （3）森や緑に親しむレクリエーション活動及び交流活動
- （4）その他目的の達成に必要な事項

### （団 員）

第4条 この少年団の団員は、〇〇市立〇〇小学校に在籍する児童のうち、第2条の目的に賛同する5年生及び6年生の児童とする。

### （少年団役員）

第5条 この少年団に、団員の中から役員として団長1名、副団長2名を置く。

- 2 団長は、この少年団を代表し、団員をとりまとめる。
- 3 副団長は、団長を補佐する。

### （育成会）

第6条 この少年団の活動を援助し、団の健全な育成及び運営に資するため、〇〇緑の少年団育成会（以下「育成会」という。）を置く。

- 2 育成会は、団員の父母及び第2条の目的に賛同する個人、団体で組織する。
- 3 育成会に役員として、育成委員長1名、副委員長2名以内、幹事若干名を置く。
- 4 育成委員長は、育成会統括し、育成会を代表する。
- 5 副委員長は育成委員長を補佐し、育成委員長事故あるときは任務を代行する。

6 幹事は、役員会の決議に従い、育成委員長、副委員長を補佐する。

7 育成会の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

#### (会 議)

第7条 会議は、総会及び役員会とし、育成委員長が招集する。

2 総会は、定時総会として年一回開催するほか、必要がある場合に開催し、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の制定及び改廃
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他重要な事項

3 役員会は、必要に応じて開催する。

4 会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。

#### (事務局)

第8条 この少年団の事務局は、会務及び会計を担当する。

2 事務局に育成委員長の委嘱により事務局長1名を置く。

#### (事業年度)

第9条 この少年団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (経 費)

第10条 この少年団の経費は、会費、助成金、補助金、寄付金等をもって充てる。

#### (服装等)

第11条 この少年団の活動時の服装、装備については、別に定めるところによる。

#### (その他)

第12条 この規約に定めたもののほか、この少年団の運営に必要な事項は、育成委員長が役員会に諮って別に定める。

#### (附則)

1 本規約は、令和 年 月 日から施行する。